

奨学のための給付金制度について

【概要】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生がいる生活保護受給世帯及び区市町村民税所得割額の非課税世帯を対象に支援を行う制度です。

【給付対象世帯】

給付対象世帯	給付額
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円
非課税世帯（第1子）	59,500円
非課税世帯（第2子）	129,700円

※平成29年7月1日時点での世帯状況で審査致します。

※給付金は、返済不要です

【申請方法】（申請書等は、7月1日以降に、経営企画室で配布します。）

▼生活保護（生業扶助）受給世帯▼

- ① 奨学のための給付金受給申請書
- ② 支払金口座振替依頼書＋通帳の写し
- ③ 生業扶助受給証明書

▼非課税世帯▼

- ① 奨学のための給付金受給申請書
- ② 支払金口座振替依頼書＋通帳の写し
- ③ 住民票の写し または 住民票記載事項証明書
- ④（高校生でない、15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合）
兄弟姉妹の健康保険証の写し または 扶養申立書
（※国民健康保険の場合、「保険証の写し＋扶養申立書」）
- ⑤（都立以外の高校に在学する兄弟姉妹がいる場合で、第2子として申請する場合）
兄弟姉妹が在学する高校の在学証明書

該当者のみ提出

【提出期限】

平成29年9月15日（金） 厳守

都立東大和高等学校
経営企画室 日熊
TEL 042-563-1741